

毎週火、金曜日発行（但休日等るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 宅地建物取引業法施行細則の一部改正
- ◇告示 健康保険法に基づく寝具設備の実施を承認建設業者の登録
- 建設業者の更新登録
- 鳥取県収入証紙規則による小売さばき人の指定
- 米飯提供業者の登録
- ◇公告 毒物及び劇物取扱試験合格者
- 昭和三十三年七月九日鳥取県規則第二十二号及び七月十一日鳥取県告示第三百二十一号中訂正
- ◇正誤

規則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月二十九日
鳥取県知事 遠藤 茂
鳥取県規則第二十八号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和二十七年九月鳥取県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村長」を「土木出張所長（鳥取土木出張所長を除く。）」に改める。

第五条を第七条とし、以下二条づつ繰り下げ第四条の次に次の二条を加える。

（取引員の試験）

第五条 法第十一条の三の規定による宅地建物取引員（以下「取引員」という。）の試験を受けようとする者は、第五条の土木出張所長を経由して、受験申込書を、知事に提出しなければならない。受験申込書の様式は、別に知事が定める。

2 前項の試験を施行する期日、場所、その他必要な事

告示

項は、知事があらかじめ公告する。
 (合格公告及び通知)
 第六条 知事は、取引員試験に合格した者の氏名を公告し、本人に合格証書を交付するものとする。

鳥取県告示第三百四十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)に基く寝具設備の実施を次のとおり承認した。

- この規則は、公布の日から施行する。
- 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第三十一号)附則第二項による選考については、この規則による改正後の規則に定める試験の手續を準用する。

昭和三十三年七月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

名称	所在地	対象	承認年月日	承認番号
----	-----	----	-------	------

岡山大学医学部附属病院 東伯郡三朝町大字山田 施設全部 昭和三十三年七月一日 寝第一号
 三朝分院

鳥取県告示第三百四十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。
 昭和三十三年七月二十九日

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録(ほ)第五〇六号	昭三三、六	株式会社長谷川組	米子市祇園町二丁目	長谷川幾喜
〃	五〇七号	松浦組	〃 内町九五	松浦 利明
〃	五〇八号	尾崎建設有限公司	東伯郡羽合町字野八〇七	尾崎 輝雄
〃	五〇九号	伯耆振興工業株式会社	倉吉市海田一一二	松岡徳太郎
〃	五一〇号	松原建設	米子市車尾一八六	松原 武茂
〃	五一一号	西村組	日野郡根雨町字下榎	西村 益眉
〃	五一二号	北出建築株式会社	米子市角盤町二丁目	北出己之吉

鳥取県告示第三百四十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。
 昭和三十三年七月二十九日

登録番号	登録年月日	名称	おもな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録(ほ)第一四五号	昭三三、一五	小山組	鳥取市吉方一八六ノ五	小山 富藏
〃	一四六号	〃三、一七	有限会社赤松商会	赤松幸太郎

〃	三〇五号	〃三、九	田中工務店	八頭郡智頭町智頭一、六四二ノ一	田中辰治
〃	三〇七号	〃〃〃	長岡組	西伯郡大高村大字尾高一、四二七	長岡一
〃	三〇九号	〃三、二五	徳岡鉄工所	米子市久米町二〇	徳岡兼太郎
〃	四一三号	〃三、七	八瀬川組	岩美郡国府町大字麻生	八瀬川岩太
〃	四一五号	〃三、二三	小林建設有限公司	鳥取市茶町	小林隆
〃	三二二号	〃三、二六	株式会社横山組	〃 行徳二〇七ノ一	横山貞一
〃	一〇二号	〃四、一四	三宝土建株式会社	八頭郡河原町北三二三	森田宗城
〃	四一八号	〃四、一一	岡本工務店	鳥取市川外大工町二八	岡田亀男
〃	三二七号	〃五、二八	寺谷建設	岩美郡岩美町陸上四〇九	寺谷兼治
〃	四二四号	〃五、八	有限会社城東塗工社	鳥取市藪片原町一八	伊藤行夫
〃	四二九号	〃五、二五	山東建設	気高郡鹿野町大字河内八一四	小林高夫
〃	一一四号	〃六、一八	鳥取電気工事株式会社	鳥取市東品治町一六六	大橋周治
〃	三三〇号	〃六、一七	神谷工務所	岩美郡岩美町院内二四三	神谷義晴
〃	一一九号	〃六、二五	大西工務所	気高郡青谷町山根四二九	大西富平
〃	一一一号	〃六、一九	大陽土建株式会社	八頭郡智頭町智頭七八	葉狩多平
〃	一二三号	〃〃〃	笠田組	東伯郡泊村大字泊七八七	笠田豊
〃	一六四号	〃六、一二	石橋組	西伯郡岸本町吉良五六ノ二	石橋豊作

鳥取県告示第三百四十八号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第二十八号)第五条第二項の規定による小売さばき人を、昭和三十三年七月二十九日次のとおり指定した。

昭和三十三年七月二十九日

番号	氏名	鳥取県知事	遠藤	住	所
三〇九	鳥取県獵友会倉吉支部支部長	世瀬貞好	倉吉市鍛冶町二丁目二、八五六	同上	

鳥取県告示第三百四十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四の規定により、昭和三十三年七月二十九日次の者に対して米飯提供業者登録をした。

昭和三十三年七月二十九日

登録番号	氏名	屋号又は名称	鳥取県知事	遠藤	住	所	営業所の所在地	営業の種類
七一三	野間みねよ	みつや旅館	鳥取市瓦町一七二			住所に同じ		旅館
七一四	長富由利子	まんぶくや	米子市尾高町一〇五			米子市朝日町七四		一般食堂
七一五	井田実	ねぼけ	境港市佐斐神町一、一一八			住所に同じ		
七一六	稻沢松一	おく目	〃〃〃	一、一一一		〃		

公 告

昭和三十三年七月十八日倉吉保健所において行つた毒物、劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十三年七月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

毒物劇物取扱者試験合格者

一 般 用

合格証番号	受験番号	氏 名
一七三	一	中 井 イサオ
一七四	二	中 井 明 子
一七五	四	水 上 翠
一七六	八	山 田 千登世
一七七	九	遠 藤 富美子
一七八	一〇	浦 部 正 彦
一七九	一一	横 山 陽一郎
一八〇	一二	小 川 亮 行

農 業 用

合格証番号	受験番号	氏 名
三三六	一	米 沢 包
三三七	二	林 原 照 男
三三八	四	谷 口 孝 男
三三九	七	山 根 三 郎
三四〇	八	山 下 悟
三四一	九	山 本 丑 夫
三四二	一一	森 本 栄
三四三	一八	谷 幸 彦

正 誤

昭和三十三年七月九日鳥取県規則第二十二号及び七月十一日鳥取県告示第三百二十一号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する

(鳥取県規則第二十二号中)

頁	段	行	誤
1	下	1	三十二年
5	上	4	西部分室
6	上	7	申請
8	上	6	認可の
9	上	9	申請をしよう
10	上	2	別紙
16	上	5	第三項
18	上	5	対照表各一通
22	上	5	基準における
22	上	5	新連合会引続

(鳥取県告示第三百二十一号中)

頁	段	行	正
3	上	4	三十二年
4	上	5	西部分室
5	上	6	申請
6	上	7	認可を
7	上	8	申請をしよう
8	上	9	別紙
9	上	10	第二項
10	上	11	対照表 各一通
11	上	12	基準日における
12	上	13	新連合会引続